

成年後見に係る通知送付先変更の一括受付について

成年後見人、代理権のある保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者の方へ
市から送付される被後見人等への郵便物等の宛先を後見人等へ変更することに関して、下記の業務について一括して届出ができます。

1 対象となる業務

- (1) 国民健康保険に関すること
- (2) 後期高齢者医療に関すること
- (3) 介護保険事業に関すること
- (4) 高齢者在宅福祉サービスに関すること
- (5) 生活保護事業に関すること
- (6) 障害保健福祉事業に関すること（身体・療育・精神）
- (7) 水道料金・下水道使用料、受益者負担金関係に関すること
- (8) 市税に関すること

※被後見人等がどの業務に該当するか不明な場合は、事前に各業務担当課へお問合せください（各業務の問合せ先はP 3に記載しています。）。

2 必要書類

- (1) 後見人等への通知送付先登録届
※後見人等が変更した場合に、後任が「登録届（変更）」を提出すれば、前任の届出は不要とします。
- (2) 登記事項証明書（発行より3か月以内のもの）
※登記事項証明書の取得が可能となる前に登録を希望される場合は、登記事項証明書の代わりに審判書謄本と審判確定証明書を添付してください。
※廃止の届出の場合は登記事項証明書の提出は不要です。
- (3) 代理行為目録（保佐、補助、任意後見の場合）
- (4) 委任契約及び任意後見契約に関する公正証書の正本又は謄本
（任意後見受任者の方で委任契約を結んでいる場合）
- (5) 窓口に来た人の身分証明書
 - ①写真がついている官公署発行の身分証明書（運転免許証、パスポート）、弁護士証、司法書士証等
1種類で可
 - ②写真なしの住民基本台帳カード、健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳又は年金証書、学生証又は社員証など
2種類以上
- (6) 委任状（後見人等と窓口に来た人が異なる場合）
※法人後見の場合は職員証等をお持ちください。
- (7) 名刺やパンフレット等所在地がわかるもの（送付先を事務所にする場合）

3 提出先

下記窓口のいずれかに持参してご提出ください。

静岡庁舎・葵区役所（葵区追手町5番1号）		
①市民税課	②固定資産税課	③葵区保険年金課
④葵区生活支援課	⑤葵区障害者支援課	⑥葵区高齢介護課
⑦福祉総務課	⑧障害者支援推進課	⑨高齢者福祉課
⑩介護保険課	⑪保険年金管理課	

駿河区役所（駿河区南八幡町10番40号）	
①駿河区保険年金課	②駿河区生活支援課
③駿河区障害者支援課	④駿河区高齢介護課

清水庁舎・清水区役所（清水区旭町6番8号）		
①清水市税事務所	②清水区保険年金課	③清水区生活支援課
④清水区障害者支援課	⑤清水区高齢介護課	

4 注意事項

- (1) 任意後見受任者の方は、委任契約を結んでいる方のみ届け出いただけます。
- (2) 届出をしても、年齢未到達（P3 注1、注2）等の理由により、届出時点でその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。該当した時点で自動的に送付先変更を行うものではありませんので、ご注意ください。
- (3) 届出の内容によっては、担当課からお問合せする場合があります。
- (4) この届出は、あくまで市の特定の事業に関する通知等の郵送先を指定するものに過ぎず、後見人等が被後見人等に関する市の手続の全てを代理できるようになるわけではありません。
- (5) 後見人等の転居で送付先が変更になった場合などは、その旨の届出（変更）をお願いします。
- (6) 以前に登録届を提出されており、内容変更等で再提出いただく際は、最新の届出書の内容で登録を行います。記載漏れ等ないようにお気を付けください。
- (7) 届出した日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。その場合、変更になる前の住所等に通知が送付されることがありますので、ご了承ください。
- (8) 書式や添付資料、各業務の問合せ先は令和5年4月時点のものです。今後、変更になる場合がありますので、最新の情報をご確認ください。
- (9) 未成年後見に関しては、この届出書の対象となりません。

5 この取組全般に関する問合せ先

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課

電 話：054-221-1366

FAX：054-221-1091

令和5年度 各送付物の担当課等について

項目	対象者	送付物	担当課	
国民健康保険	※注1【介護保険に関する送付先届について】 40歳～64歳の方の国民健康保険料には介護保険料が含まれていますが、65歳になると介護保険料単独で納付書をお送りする方法に変更となります。この場合、介護保険に関する送付先設定は自動的に行いません。被保険者が65歳に達した際に、改めて届出してくださいますようお願いいたします。			
	資格関係	国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主	被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証等	葵区役所 保険年金課 TEL：054-221-1070 駿河区役所 保険年金課 TEL：054-287-8621
	給付関係	国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主	高額療養費支給申請のお知らせ、高額療養費支給決定通知書、特定疾病療養受療証等	清水区役所 保険年金課 TEL：054-354-2141
	賦課関係	国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主	納付通知書、所得申告書等	蒲原支所 TEL：054-385-7780
	収納関係	国民健康保険料の口座振替、還付がある世帯の世帯主	口座振替納付依頼書、口座振替不能通知、過誤納還付金通知、過誤納還付金充当通知等	福祉債権収納対策課 収納企画係 TEL：054-221-1540
		国民健康保険料の滞納がある世帯の世帯主	督促状・催告書等	福祉債権収納対策課 TEL：054-221-1073 TEL：054-221-1751 TEL：054-221-1752
後期高齢者医療	※注2【後期高齢者医療に関して】 国民健康被保険者が75歳に達した場合でも、後期高齢者医療被保険者に関する送付先変更は自動的に行いません。被保険者が75歳に達した際に、改めて届出してくださいますようお願いいたします。			
	資格関係	75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定により加入された被保険者	被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等	葵区役所 保険年金課 TEL：054-221-1070
	給付関係	75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定により加入された被保険者	高額療養費支給申請書、高額療養費支給決定通知書、健康診査受診券等	駿河区役所 保険年金課 TEL：054-287-8612 清水区役所 保険年金課 TEL：054-354-2208
	賦課関係	75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定により加入された被保険者	保険料額決定（変更）通知書等	蒲原支所 TEL：054-385-7780
収納関係	後期高齢者医療保険料の滞納がある被保険者	督促状、催告書等	福祉債権収納対策課 TEL：054-221-1073 TEL：054-221-1751 TEL：054-221-1752	

項目		対象者	送付物	担当課
介護保険	給付関係	要介護・要支援認定を受けている第1号、第2号被保険者	高額介護サービス費等の決定通知、負担限度額認定証等、給付に関する各種通知	介護保険課 給付・認定係 TEL：054-221-1374 保険料係 TEL：054-221-1292
	保険料の賦課・収納	第1号被保険者（65歳以上）	納入通知書等、介護保険料の納付に関する各種通知	葵福祉事務所 高齢介護課 TEL：054-221-1180
	資格・認定（受給）	第1号被保険者（65歳以上）、要介護・要支援認定中ならびに認定申請中の第2号被保険者（40～64歳）	被保険者証、要介護認定にかかる期限更新のご案内、要介護認定関係通知	駿河福祉事務所 高齢介護課 TEL：054-287-8679 清水福祉事務所 高齢介護課 TEL：054-354-2110
高齢者在宅福祉サービス		在宅福祉サービスを現在利用中の方	在宅福祉サービス決定通知、紙おむつ券支給に関する勧奨通知、その他事務連絡等	葵福祉事務所 高齢介護課 TEL：054-221-1089 駿河福祉事務所 高齢介護課 TEL：054-287-8678 清水福祉事務所 高齢介護課 TEL：054-354-2162
障害者福祉 (身体・療育・精神)	障害者手帳	現在受給中の方及び新規受給希望者	受給者証、支給決定通知、勧奨通知、助成券等	被後見人等の住所区の障害者支援課
	手当・医療費助成			葵福祉事務所 障害者支援課 TEL：054-221-1099
	障害福祉サービス			駿河福祉事務所 障害者支援課 TEL：054-287-8690
	補装具・日常生活用具			清水福祉事務所 障害者支援課 TEL：054-354-2168
	自立支援医療			障害者支援推進課 TEL：054-221-1587
その他各種サービス				
生活保護		生活保護受給者の方	保護（開始、変更、停止、廃止）決定通知書等、生活保護に関する各種通知	葵福祉事務所 生活支援課 TEL：054-221-1084 駿河福祉事務所 生活支援課 TEL：054-287-8654 清水福祉事務所 生活支援課 TEL：054-354-2206

項目	対象者	送付物	担当課	
水道料金・下水道使用料	水道料金・下水道使用料 納入義務者	水道料金・下水道使用料 納入通知書兼領収証書等	お客様サービス課 TEL:054-270-9108	
受益者負担金	下水道事業受益者負担金 納付義務者	受益者申告書、受益者負 担金決定通知書・納入通 知書兼領収証書等、受益 者負担金の関係書類	お客様サービス課 TEL:054-270-9207	
個人の市・県民税	賦課関係	1月1日（賦課期日）現 在、静岡市に住所のある 者	申告書、納税通知書等 市民税課 普通徴収第1係 TEL:054-221-1041 普通徴収第2係 TEL:054-221-1542 清水市税事務所 市民税係 TEL:054-354-2072	
	収納関係	市・県民税の口座振替、 還付がある者	口座振替納付依頼書、口 座振替不能通知、過誤納 金還付通知書、過誤納金 還付充当通知書等	納税課 納税推進係 TEL:054-221-1031
		市・県民税の滞納がある 者	督促状、催告書等	納税課 納税第1係 TEL:054-221-1035 納税第2係 TEL:054-221-1531 清水市税事務所 納税係 TEL:054-354-2092
固定資産税・ 都市計画税 (土地・家屋)	賦課関係	1月1日（賦課期日）現 在、静岡市内に土地・家 屋を所有する者	納税通知書（兼課税明細 書） 固定資産税課 土地係 TEL:054-221-1046 家屋係 TEL:054-221-1047 清水市税事務所 土地係 TEL:054-354-2080 家屋係 TEL:054-354-2082	
	収納関係	固定資産税（土地・家 屋）の口座振替、還付が ある者	口座振替納付依頼書、口 座振替不能通知、過誤納 金還付通知書、過誤納金 還付充当通知書等	納税課 納税推進係 TEL:054-221-1031
		固定資産税（土地・家 屋）の滞納がある者	督促状・催告書等	納税課 納税第1係 TEL:054-221-1035 納税第2係 TEL:054-221-1531 清水市税事務所 納税係 TEL:054-354-2092

項目		対象者	送付物	担当課
固定資産税 (償却資産)	賦課関係	1月1日(賦課期日)現在、静岡市内に償却資産を所有する者	申告書、納税通知書等	固定資産税課 償却資産係 TEL: 054-221-1048
	収納関係	固定資産税(償却資産税)の口座振替、還付がある者	口座振替納付依頼書、口座振替不能通知、過誤納金還付通知書、過誤納金還付充当通知書等	納税課 納税推進係 TEL: 054-221-1031
		固定資産税(償却資産税)の滞納がある者	督促状・催告書等	納税課 納税第1係 TEL: 054-221-1035 納税第2係 TEL: 054-221-1531 清水市税事務所 納税係 TEL: 054-354-2092
軽自動車税 種別割	賦課関係	4月1日(賦課期日)現在、軽自動車等を所有する者等	納税通知書等	市民税課 軽自・諸税係 TEL: 054-221-1218
	収納関係	軽自動車税種別割の口座振替、還付がある者	口座振替納付依頼書、口座振替不能通知、過誤納金還付通知書、過誤納金還付充当通知書等	納税課 納税推進係 TEL: 054-221-1031
		軽自動車税種別割の滞納がある者	督促状・催告書等	納税課 納税第1係 TEL: 054-221-1035 納税第2係 TEL: 054-221-1531 清水市税事務所 納税係 TEL: 054-354-2092

※記載内容は令和5年4月時点のものです。